

P T A災害補償制度は P T A活動中の児童・生徒・保護者・教員の事故に対して補償をする制度です。

補償の内容		補償給付金	期間	掛金	お支払いできない場合
平成二十九年 PTA団体傷害保険 (百三十円)	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA連合会や単位PTAが主催・共催をするPTA活動中に被ったけが ・細菌性食物中毒 ・往復経路でのけが 医師の治療（診断）が必要	死亡 <p style="text-align: right;">196万円</p> 後遺障害 180日以内 4%～100% 約7.8万円～196万円	加入申し込み締切日 五月十二日 金 必着 六月一日午後四時から翌年六月一日午後四時までの一年間	単Pの掛け金は <p style="text-align: center;">1世帯 130円</p> × <u>PTA会員数</u> (教員数を除く)	①日本スポーツ振興センター災害共済の適用を受ける場合 ②PTA管理下外の事故 ③故意、自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ④自動車、バイク等の無資格運転 ⑤疾病、心神喪失 ⑥他覚症状のないむちうち症、腰痛 ⑦地震、噴火、津波等 ⑧熱中症 …等
		入院日額 <p style="text-align: right;">6,000円</p> 180日限度、別に手術補償			
		通院日額 <p style="text-align: right;">4,000円</p> 事故の日から 180日以内の90日限度			
管理者賠償責任保険 (十円)	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA連合会や単位PTAが主催をするPTA活動中に発生した法律上の賠償責任に対するの補償 ・PTA連合会や単位PTAが主催をするPTA活動中に第三者から借用した物品に対して発生した賠償責任に対するの補償 	対人 1名 1事故 <p style="text-align: right;">1億円 2億円</p>	賠償掛け金 10円は、徳島県PTA連合会基金から支出します。 ただし、傷害保険に申込み締切日までに加入している単Pのみ	①故意 ②自動車、バイク等の車両の所有、使用、管理に起因する賠償責任 ③施設の工事等に起因する賠償責任 ④飲食物に起因する賠償責任 ⑤地震、噴火、津波、洪水等の天災 ⑥借用した保管物の瑕疵 ⑦被保険者の占有から離れた物 …等	
		対物 1事故 <p style="text-align: right;">1,000万円</p>			
		1事故 受託物 (自己負担5千円) 期間中 <p style="text-align: right;">10万円 500万円</p>			

加入は単位PTAでお願いします。

*管理者賠償責任保険については、傷害保険を申し込み締切日までに加入している単Pの掛け金（10円）のみ県P連基金で負担します。

徳島県PTA連合会